

# 後期高齢者医療制度の 保険料が決定

後期高齢者医療制度では、75歳以上の人と

65歳以上で一定の障害があり、加入を希望した人が保険料を納めます。

令和2年度分の保険料が決定し、

7月中旬に保険料決定通知書が届きます。

## 保険料の決まり方

保険料は、被保険者全員が

均等に負担する「均等割額」と、

被保険者の所得に応じて負担す

る「所得割額」の合計額(限度

額64万円)で、千葉県後期高齢

者医療広域連合が決定します。

保険料率は県内均一です。(表1)

## 保険料の納め方

### ●特別徴収(年金天引き)

年額18万円以上の年金受給者

(介護保険料と後期高齢者医療

保険料の合計額が年金額の2分

の1を超える場合を除く)が対

象です。年6回の年金定期払い

のときに差し引かれます。

ただし次のような場合は一定

期間「普通徴収」となります。

○年度途中で75歳になった(65

歳以上で一定の障害があり加

入を希望した人)。

○年度途中で転入した。

○修正申告などで、保険料額の

変更があった。

○年金差し止めなどで、年金の

支給が一時停止された。

※特別徴収から口座振替に変更

することもできます。

### ●普通徴収(納付書・口座振替)

年額18万円未満の年金受給者、

介護保険料と後期高齢者医療保

険料の合計額が年金額の2分の

1を超える人が対象です。納期

は7月から翌年2月までの年8

回、納期限は各月の末日(12月

は25日)で休日の場合は翌営業

日になります。

納付書は決定通知書と一緒に

届きます。市役所本庁または各

支所、金融機関、郵便局で納め

てください。

口座振替を希望する人は被保

険者証、預金通帳と届け出印を

持参し、納付書の裏面に記載さ

れている金融機関で申し込んで

## 保険料の軽減措置

同一世帯内の被保険者と世帯

主の総所得金額の合計額が、表

2の基準を下回る場合、均等割

額が軽減されます。今年度軽減

割合が一部見直され、8・5割

軽減が7・75割軽減、8割軽

減が7割軽減に変更されます。

この制度に加入する前日まで、健康保険組合などの被扶養者だった人は、所得割額はかからず、均等割額のみ、資格取得後24か月は5割軽減となります。新型コロナウイルス感染症による減免

一定の要件を満たす人は、保険料が減免されます。

## 全額免除

感染症により、主な生計維持

者が死亡したり、重篤な傷病を

負ったりした世帯の人

## 一部減額

感染症により、主な生計維持

者の収入減少が見込まれる世帯

で、一定の要件を満たす人

## 適用期間

令和2年2月1日～令和3年

(表1) 令和2年度の保険料=均等割額+所得割額 (1人当たり)

県内均一	均等割額	43,400円
	所得割率	8.39%
	賦課限度額	64万円

※所得割額=(総所得金額など-33万円)×所得割率

(表2) 均等割額の軽減基準

総所得金額などが次の金額以下の世帯	軽減割合	軽減後均等割額
33万円	7.75割	9,765円
33万円 ※うち世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(そのほか各種所得がない)	7割	13,020円
33万円+(28.5万円×世帯に属する被保険者数)	5割	21,700円
33万円+(52万円×世帯に属する被保険者数)	2割	34,720円

3月31日に普通徴収の納期限が到来するもの、または特別徴収年金対象給付の支払日になるもの

## 保険料を納めなかった場合

特別な理由がなく保険料を納めなかった場合は、被保険者証

の有効期限が短くなることがあ

ります。さらに滞納が続く場合

は、財産の差し押さえなどを受

けることもあります。

## 問い合わせ先

千葉県後期高齢者医療広域連

合資格保険料課

☎043・308・6768

市保険年金課高齢者医療年金

班

☎62・5882